

法改正&白書の最重要ポイント

パート1 法改正対策

2022年度（令和4年度）本試験に影響を受ける法改正項目の重要ポイントを科目別に取り上げます。解説の動画講義と併せてご活用ください。

- ・なお、翌月号（7月号）では、この法改正項目を踏まえた練習問題の掲載を特集予定です。本特集と併せてご活用頂けると幸いです。
- ・この特集の内容は、令和4年2月14日現在において、同年4月15日までに施行されることが確定している内容によります。これ以降に改正が確定した内容について、特に重要な改正内容がある場合には、補足として翌々月号（8月号）に掲載する可能性があります。予めご了承ください。



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

I. 労災保険法

- 1：脳・心臓疾患の業務災害の認定基準の改正が行われた。
- 2：「自転車を使用して行う貨物運送事業」についての一人親方等及び「ITフリーランス」についての特定作業従事者が、特別加入者の範囲に追加された。
- 3：年金担保貸付事業の廃止に伴い、年金たる保険給付の受給権の保護の例外の規定が削除された。

1 脳・心臓疾患の労災認定基準の改正が行われた。

改正の趣旨

- 業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等については、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について（平13.12.12基発1063号）」に基づき、業務災害の認定を行っていました。



- ・この認定基準の適用開始から約20年経過し、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」において、認定基準の改正について検証等を行いました。



- ◎同検討会より、令和3年7月16日に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正内容を盛り込んだ「**血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について**（令3.9.14基発0914第1号）」が発出されました。

試験対策上、注意したいポイント

●新しい認定基準の改正内容のうち、特に試験対策上、重要なポイントは以下の5つです。

ポイント① 行政通達の表題変更

改正前 ※廃止	脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について（平13.12.12基発1063号）
改正後	血管病変等を著しく増悪させる業務による 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について（令3.9.14基発0914第1号）

ポイント② 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化した

改正前	発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価（この基準は、改正後もそのまま適用）
改正後	上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にした

ポイント③ 労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、追加項目（赤字箇所）を設けた

改正後	勤務時間の不規則性（拘束時間の長い勤務、 休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務 、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務）、事業場外における移動を伴う業務（出張の多い業務、 その他事業場外における移動を伴う業務 ）、 心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務 、作業環境（温度環境、騒音）
-----	--

ポイント④ 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合として、新たに以下の内容を追加例示した

改正後	<p>（短期間の過重業務に当たる例）</p> <ul style="list-style-type: none">・発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合 <p>（異常な出来事に当たる例）</p> <ul style="list-style-type: none">・業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合・事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合・生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
-----	--